

三重県指令環生第17-374号

三重県津市栄町三丁目119番地

一般財団法人三重県水質検査センター 様

令和2年2月21日付け指定検査機関指定申請について、浄化槽法第57条第1項の規定に基づき同法第7条及び第11条の水質に関する検査を行う者として指定します。

なお、この指定に係る条件は次のとおりです。

令和2年3月24日

三重県知事 鈴木英敬



- 1 検査業務を行う地域は、三重県全域とする。
- 2 指定の有効期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- 3 役員の選任及び解任を行った場合は、すみやかに報告をすること。
- 4 検査実施計画、検査実施体制等、検査業務に係る規定の作成又は変更を行おうとするときは、あらかじめ報告をすること。
- 5 法第7条第2項及び第11条第2項に定める報告のほか、検査の実施状況を毎月報告すること。
- 6 事業年度経過後3月以内に、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録及び検査業務に従事している職員の名簿を作成し、報告すること。
- 7 検査手数料又は検査実施地域を変更しようとする場合は、あらかじめ承認を受けること。
- 8 指定に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ承認を受けること。
- 9 浄化槽法施行規則第55条の指定の基準に適合しなくなったと認めるとき、指定の条件に違背したとき、又は指定にかかる業務が適正に実施されていないと認めるときは、指定を取り消すことがあること。
- 10 他の者からの指定申請がある場合は、事業計画の調整に努めること。